

2025 年 8 月 1 日

協議会 委員各位

医療部会部会長

伊江 将史

(県立中部病院外科部長)

以下の「がん診療を行う医療施設」の体制整備の要件については、前回の令和 7 年度第 1 回沖縄県がん診療連携協議会において決定しているが、一部修正案を今回示したので、審議をお願いしたい。(＊加筆個所は赤字、削除個所は青字)

「がん診療を行う医療施設」の体制整備の要件について (修正案)

「がん診療を行う医療施設」の選定要件として、がん医療の提供体制が整っていることを示すために、以下の項目をすべて満たす施設とする

1 医療法等に基づく医療安全にかかる適切な体制を有すること

医療安全に関する委員会を設置し、年 2 回以上開催していること

2 院内がん登録を行い、その分析や情報公開を行う体制を有すること

(1) 院内がん登録の実施に係る指針に即して院内がん登録を実施していること

(2) 毎年、最新の登録情報や予後を含めた情報を国立がん研究センターに提供していること

(3) 院内がん登録に関する委員会を設置し、年 1 回以上開催していること

(4) 自院の院内がん登録データを沖縄県がん診療連携協議会において分析し、県民に広く

## 公開すること

- 3 セカンドオピニオンを積極的に患者に勧めるとともに、セカンドオピニオンを提供する体制を有すること
  - (1) すべてのがん患者とその家族に対して、医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等において、他施設でセカンドオピニオンを受けられることについて説明する体制が整っていること。その際、心理的な障壁を取り除くことができるよう留意すること。
  - (2) セカンドオピニオンを受けられることを院内の見やすい場所での掲示していること
  - (3) セカンドオピニオンを受けられることをホームページ上で公開していること
  - (4) 他施設でセカンドオピニオンを受けた患者が年1名以上いること
  
- 4 レジメン審査管理登録等を行い、標準的な薬物療法（免疫療法も含む）において標準治療を提供できる体制を有すること
  - (1) 薬物療法のレジメンを審査し、組織的に管理する委員会を設置し、年2回以上開催していること
  - (2) 上記レジメンには、制吐薬も組み込んだレジメンとしていること
  
- 5 緩和ケアチームが活動し、適切な緩和ケアを提供する体制を有すること
  - (1) 組織上明確に位置付けられた緩和ケアチームが設置されていること
  - (2) 全てのがん患者に対し入院、外来を問わず日常診療の定期的な確認項目に組み込むなど頻回に苦痛の把握に努め、必要な緩和ケアの提供を行っていること
  - (3) 定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行っていること
  - (4) 新規介入患者数が年間20人以上いること
  - (5) 緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布、ホームページ上の公開等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行っていること

6 がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供するためのカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的を開催する体制を有すること

- (1) 手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケア等に携わる専門的な知識及び技能を有する医師とその他の専門を異にする医師に加え、看護師、薬剤師、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた等による、がん患者の診断及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスを年2回以上開催していること
- (2) 臨床倫理的、社会的な問題を解決するための、具体的な事例に則した、患者支援の充実や多職種間の連携強化を目的とした院内全体の多職種によるカンファレンスを年1回以上開催していること
- (3) 上記のカンファレンスで検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有していること

7 「がん遺伝子パネル検査（がんゲノムプロファイリング検査）」を必要な患者に積極的に行い、その結果を適切に評価したがんゲノム医療を提供できる体制を有すること

- (1) がん遺伝子パネル検査（がんゲノムプロファイリング検査）を、必要な患者に対して積極的に行うこと
- (2) 上記の検査結果を適切に評価し、必要に応じてがんゲノム医療を行うこと
- (3) 遺伝性腫瘍専門医または臨床遺伝専門医による遺伝カウンセリングを行う体制を有すること。それが難しい場合は、遺伝カウンセリングを行う体制を有する医療機関と連携する体制を整えること。
- (3) がん遺伝子パネル検査（がんゲノムプロファイリング検査）を受けた患者が年1名以上いること